

産業廃棄物処理計画書

令和 4年 6月21日

高知県知事 殿



提出者

住所 香川県高松市亀井町1番地3
氏名 鹿島建設株式会社 四国支店
執行役員支店長 尾崎 美伸

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 088-872-8157

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	日下川新規放水路工事他 各現場（高知市内を除く高知県内）
事業場の所在地	高知県高岡郡日高村下分3298-1 他
計画期間	令和 4年 4月 1日 ～ 令和 5年 3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	06 総合工事業
②事業の規模	元請完成工事高 3,465百万円 （令和 3年度 高知市内を除く高知地区実績）
③従業員数	高知市を除く高知地区 14人（令和 4年 4月 1日時点）
④産業廃棄物の一連の処理の工程	

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙「環境マネジメント推進体制と担当者の役割」の通り。

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和3年度）実績】					
	産業廃棄物の種類	汚泥	がれき類	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	廃プラスチック類	金属くず
	排出量	568.4 t	1152.4 t	25.8 t	28.7 t	3.6 t
②計画	産業廃棄物の種類	紙くず	木くず	繊維くず	混合廃棄物	
	排出量	3.0 t	19.4 t	1.2 t	2.6 t	
(これまでに実施した取組)						
<ul style="list-style-type: none"> ・ゼロエミッション活動の徹底 <ul style="list-style-type: none"> 土木工事 5品目に分別 建築工事 5品目に分別 						
①現状	【目標】					
	産業廃棄物の種類	汚泥	がれき類	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	廃プラスチック類	金属くず
	排出量	500.0 t	1000.0 t	25.0 t	25.0 t	3.0 t
②計画	産業廃棄物の種類	紙くず	木くず	繊維くず	混合廃棄物	
	排出量	3.0 t	15.0 t	1.0 t	2.5 t	
(今後実施する予定の取組)						
<ul style="list-style-type: none"> ・ゼロエミッション活動の継続実施 <ul style="list-style-type: none"> 土木工事 5品目に分別 建築工事 5品目に分別 ・主要資材における再生材利用の推進 						

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
	<ul style="list-style-type: none"> ・ゼロエミッション活動の徹底 <ul style="list-style-type: none"> 土木工事 5品目に分別 建築工事 5品目に分別
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
	<ul style="list-style-type: none"> ・ゼロエミッション活動の継続実施 ・広域認定制度の積極活用による最終処分量の減量化 ・最終処分率 3%未満

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

		【前年度（令和3年度）実績】				
①現状	産業廃棄物の種類	汚泥	がれき類	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	廃プラスチック類	金属くず
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	産業廃棄物の種類	紙くず	木くず	繊維くず	混合廃棄物	
自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t		
(これまでに実施した取組)						
		【目標】				
②計画	産業廃棄物の種類	汚泥	がれき類	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	廃プラスチック類	金属くず
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	産業廃棄物の種類	紙くず	木くず	繊維くず	混合廃棄物	
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t		
(今後実施する予定の取組)						

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

		【前年度（令和3年度）実績】				
①現状	産業廃棄物の種類	汚泥	がれき類	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	廃プラスチック類	金属くず
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	産業廃棄物の種類	紙くず	木くず	繊維くず	混合廃棄物	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	
自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t		
(これまでに実施した取組)						
		【目標】				
②計画	産業廃棄物の種類	汚泥	がれき類	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	廃プラスチック類	金属くず
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	産業廃棄物の種類	紙くず	木くず	繊維くず	混合廃棄物	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t		
(今後実施する予定の取組)						

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

		【前年度（令和3年度）実績】				
①現状	産業廃棄物の種類	汚泥	がれき類	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	廃プラスチック類	金属くず
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	産業廃棄物の種類	紙くず	木くず	繊維くず	混合廃棄物	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	
(これまでに実施した取組)						
		【目標】				
②計画	産業廃棄物の種類	汚泥	がれき類	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	廃プラスチック類	金属くず
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	産業廃棄物の種類	紙くず	木くず	繊維くず	混合廃棄物	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	
(今後実施する予定の取組)						

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

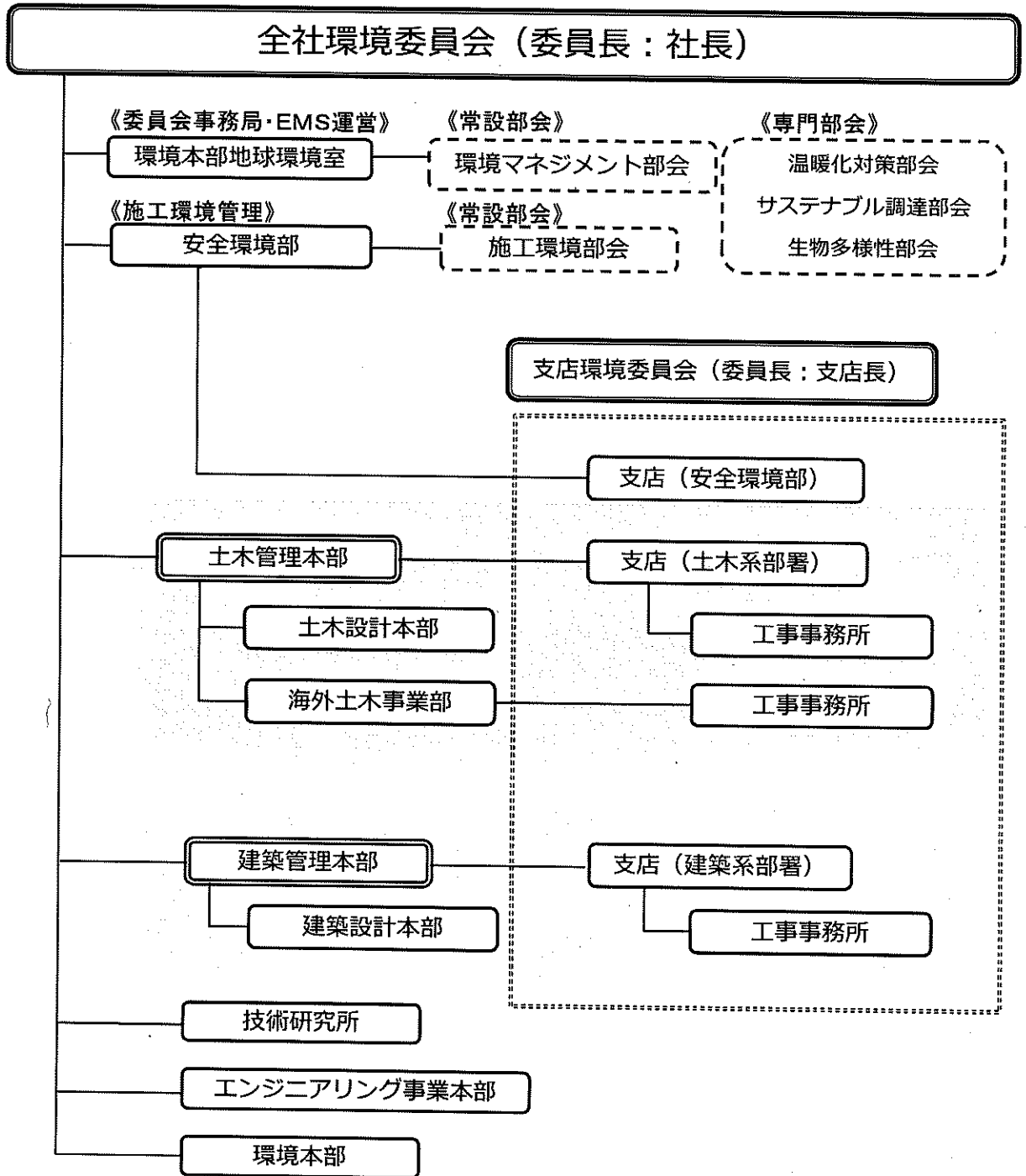
		【前年度（令和3年度）実績】				
①現状	産業廃棄物の種類	汚泥	がれき類	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	廃プラスチック類	金属くず
	全処理委託量	568.4 t	1152.4 t	25.8 t	28.7 t	3.6 t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t	t	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	1143.3 t	t	t	3.6 t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t	t	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t	t	t	t
	産業廃棄物の種類	紙くず	木くず	繊維くず	混合廃棄物	
	全処理委託量	3.0 t	19.4 t	1.2 t	2.6 t	
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t	t	t	
	再生利用業者への処理委託量	3.0 t	19.4 t	t	t	
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t	t	t	
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t	t	t		
(これまでに実施した取組)						
<ul style="list-style-type: none"> ・ 混合廃棄物、汚泥、廃石綿等については指定業者制度を採り、四国支店安全環境部にて年一回の施設確認を実施。 ・ 電子マニフェストの運用により、管理状況の向上を図る。 						

②計画	【目標】						
	産業廃棄物の種類	汚泥	がれき類	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	廃プラスチック類	金属くず	
	全処理委託量	500.0 t	1000.0 t	25.0 t	25.0 t	3.0 t	
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t	t	t	t	
	再生利用業者への処理委託量	t	950.0 t	t	t	3.0 t	
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t	t	t	t	
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t	t	t	t	
	産業廃棄物の種類	紙くず	木くず	繊維くず	混合廃棄物		
	全処理委託量	3.0 t	15.0 t	1.0 t	2.5 t		
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t	t	t		
	再生利用業者への処理委託量	2.5 t	12.0 t	t	t		
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t	t	t		
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t	t	t		
	(今後実施する予定の取組) ・処理委託施設の定期的な視察実施、二次処理先、再生委託先の把握、および最終処分先の確認 ・特定建設資材のリサイクル率100%施設の確保(継続実施) ・リサイクル率の向上を目標として広域認定制度の積極的活動(廃石膏ボード、消火器、廃バッテリー他)						
	※事務処理欄						

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

1.環境マネジメント推進体制図



(2019年4月)

2. 担当者の役割

(1) 社内管理体制

環境管理を適正に推進するために、土木管理本部、建築管理本部、支店、工事事務所（現場）等における関係者の責務と役割を明確にした社内管理体制を以下に示す。

①環境推進部長(土木管理本部、建築管理本部)

- 土建部門の環境目標・実施計画の策定・指導
- 全社環境パトロールの実施
- 環境事故への対応
- 施工環境部会・支店環境担当者会議への参加

②総括環境管理者(支店)

- (総合) 施工計画書の確認
- 環境関連通知事項の周知・徹底
- 環境事故発生時の社内報告・対応
- 環境パトロールの定期的実施
- 諸官庁等提出書類の審査

③統括環境管理者(工事事務所又は現場)

- 環境保全に関する所長方針の策定
- 環境関連通知事項の周知・徹底
- (総合) 施工計画書の作成と管理業務内容の確立
- (総合) 施工計画書の所内教育の実施
- 緊急事態体制と連絡網の確立
- 緊急事態訓練の実施
- 緊急事態発生時の対応
- 現場内環境管理パトロールの実施
- 処理業者の選定と委託契約の締結
- 諸官庁等提出書類の作成・提出

④環境管理者(工事事務所又は現場)

- (総合) 施工計画書に沿った管理業務遂行
- マニフェストの交付（登録）と伝票管理
- 新規入場者教育時に環境教育の実施
- 土木工事管理要領（土木）、KTMS 苦情処理実施要領（建築）に基づく適切な苦情処理対応・報告
- 諸官庁への届出書類報告
- 許可証、処理施設（指定品目以外）の事前確認

(2)各支店に配置する担当者

各支店の環境管理体制を充実させるために配置する担当者の役割を以下に示す。

①支店環境担当者

- 「現場における環境管理の手引き」記載内容の理解と現場への指導
- 環境に関する法改正（条例含む）と社内通達の理解と現場への指導
- 環境事故対応
- アスベスト責任者・土壌汚染担当者との連携・協力
- 環境パトロールへの参加
- 廃棄物処理施設視察への参加
- 支店内社員に対する環境教育
- 全国会議への参加（支店環境担当者会議、アスベスト責任者会議等）

②アスベスト責任者

- 協力会社の技量評価、指定会社の任命
- 指定会社への鹿島ルールの周知
- 現場担当社員への指導
- 石綿工事届の審査
- 各工事の計画書審査・検査立会い・石綿パトロールの実施
- 必要に応じ施工検討会の実施・諸官庁届出への同行

③土壌汚染担当者

- 工事における土壌汚染対策法への対応指導・支援
- 土壌汚染に関する本社との連絡調整窓口